

火災予防上必要な業務に関する計画

第1条 目的

この計画は、仙台市火災予防条例第54条の3に基づき、_____の屋外催しに係る防火管理についての必要事項を定め、火災を予防するとともに、火災による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

第2条 適用範囲

この計画に定めた事項は、_____実行委員会（以下「実行委員会」という。）及び実行委員会が出店を認めた露店、屋台その他これらに類する店（以下「露店等」という。）に適用する。

第3条 防火担当者等の業務の実施体制

この計画の目的を達成させるため、実行委員会の防火担当者及び火災予防上必要な業務について従事する者の編成を別表1のとおり定め、それぞれの業務を明確にするため、任務分担を別表2に定める。

第4条 火気使用器具等の使用及び危険物の取扱いの把握

- (1) 実行委員会は、露店等全体を管理し、火気を使用する露店等の数及び位置を添付資料に基づき確認するものとする。
- (2) 実行委員会は、次の事項について、事前に露店等の関係者からの聴取及び提出させた図面等により確認するものとする。
 - ア 火気使用器具等の種類及び数量
 - イ 可搬式発電機の種類、性能及び数量（持込み、及び実行委員会提供等の数）
 - ウ 燃料の種類、保有量及び保管場所
 - エ 燃料給油時の担当者の配置、給油方法
 - オ 電気の使用の有無
- (3) 実行委員会は、催し当日の開催前において、上記(2)の使用状況等を現場で確認するものとする。

第5条 露店等及び客席の配置

- (1) 実行委員会は、露店等や客席の配置については、次に掲げることを確認するものとする。
 - ア 消火栓などの消防水利から5m以内には設けないこと。
 - イ 消防自動車等の進入路等の付近には設けないこと。
 - ウ 近隣の防火対象物からの避難に支障を及ぼす恐れのある場所には設けないこと。
 - エ 客席は、火気使用器具等や危険物と近接させない等、火災予防上の安全に配慮した位置とすること。
- (2) 実行委員会は、催し当日の開催前において、上記(1)の状況を現場で確認するものと

する。

第6条 火気使用器具等に対する消火準備

- (1) 火気使用器具や危険物を取り扱う露店等の関係者には、火災時に有効に初期消火が行えるよう、次に掲げることを周知するものとする。
 - ア 消火器の準備及び操作方法に関すること。
 - イ 消火器の次に掲げる事項
 - (ア) 檢定品であること。
 - (イ) メーカーで推奨する設計標準使用期限内であること
 - (ウ) 腐食、亀裂又は破損等がないこと
- (2) 実行委員会は、催し当日の開催前において、上記(1)の消火器の準備状況等を現場で確認するものとする。

第7条 火災発生時の対応

実行委員会は、火災が発生した場合の初動対応に万全を期すため、関係機関と事前協議を行い、連絡体制及び業務の分担を整備しておくものとする。

なお、実行委員会が行う初動対応は、別表2の任務表により行うものとする。

第8条 その他

- (1) 実行委員会は、この計画に変更が生じた場合は、関係機関と再協議を行うとともに、情報の共有を図るものとする。
- (2) 実行委員会は、露店等の関係者に対し、火気使用器具等の適正な取扱い及び設置を徹底させるため、別紙「火気使用器具等の設置基準・留意事項について」を配布し、チェックさせるものとする。

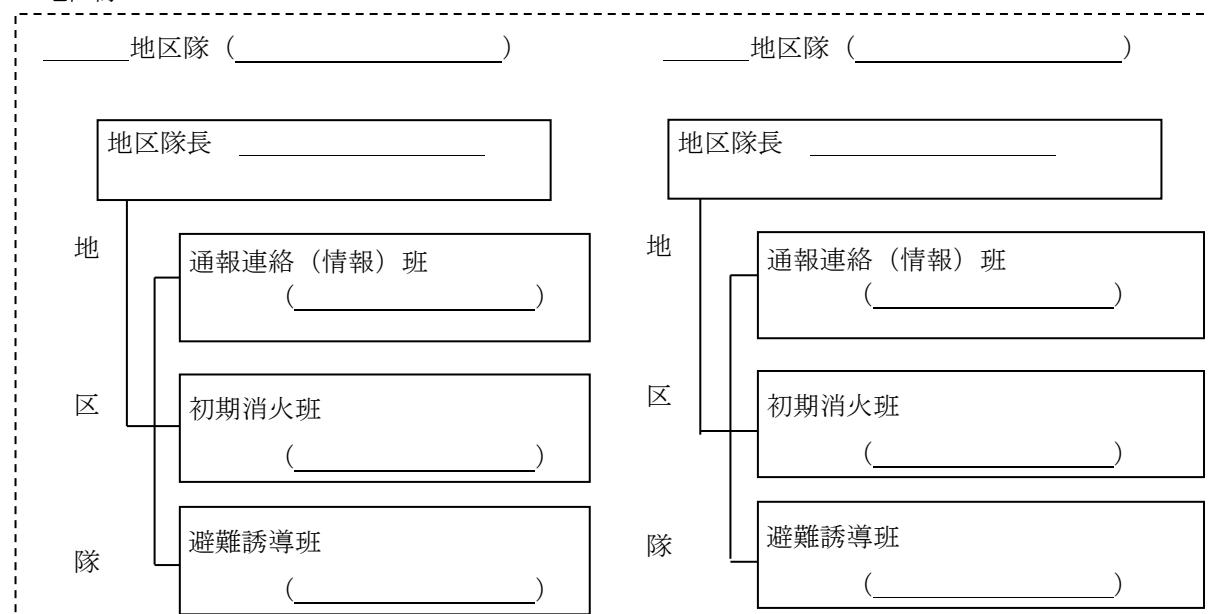
別表1

実行委員会の編成と任務（編成表）

<実行委員会本部>

実行委員会の代表者	防火担当者
	防火担当者の代行者
	代行者1 ()
	代行者2 ()
	通報連絡（情報）班（名） 班長 _____ 班員 _____
	初期消火班（名） 班長 _____ 班員 _____
避難誘導班（名） 班長 _____ 班員 _____	

<地区隊>



別表2

実行委員会の編成と任務（任務表）

実行委員会・地区隊の任務

班	災害等発生時の任務
通報連絡（情報）班	1 消防機関への通報及び実行委員会本部への連絡の確認 2 関係者への連絡（緊急連絡一覧表による。） 3 災害状況（火災発生場所・焼損物の特定・延焼状況・損傷等の状況等）の情報収集 4 負傷者等の情報収集 5 消防隊の誘導及び消防隊への情報提供
初期消火班	1 出火場所に直行し、消火器による消火作業に従事 2 露店等関係者が行う消火作業への指揮指導 3 消防隊との連携及び補佐
避難誘導班	1 避難開始の指示命令の伝達 2 避難上障害となる物品の除去 3 要救助者の確認及び本部への報告 4 ロープ等による警戒区域の設定

火気使用器具等の設置基準・留意事項について

露店等で火気使用器具を使用する場合は、事前に火災予防に十分注意を払ってから行ってください。

下記の事項をチェックしてみましょう。

コンロ関係

- 不燃性（不燃ボード、コンクリートブロック等）の台上で使用すること。
- コンロの上方1m以内、周囲15cm以内に可燃物を置かないこと。
- 振動・衝撃で容易に転倒し、または落下するおそれのないよう据え付けること。
- カセットコンロを使用する場合、2台以上並べて使用しないこと。
- 使用中は、その場を離れないこと。

プロパンガス関係

- ホースはひび割れ、溶融等劣化したものを使用しないこと。
- ボンベは直射日光を避け、風通しの良い場所に置くこと。
- コンロとホースの接続部には、必ずホースバンドを取り付けること。
- 使用しないガス栓にはゴムのキャップを付けておくこと。
- 使用後は器具栓だけではなく元栓も閉じること。
- ボンベは水平な場所又は台の上に置き、10kg以上の容器は鎖等で固定するなど、転倒しないような措置を講じること。



発電機関係

- 燃料の給油は原則として使用開始前に行うこと。また、やむを得ず途中で補給する場合は、エンジンを止め、エンジンが十分に冷却されていることを確認してから安全な場所で給油すること。
- 給油する際、携行缶のキャップを開けた時に燃料が吹き出すことがあるので、火気のないところで携行缶のガス抜き栓をゆっくり開けてガス抜きをすること。
- 給油後、燃料漏れのないことを確認してから始動すること。
- 長時間使用する場合は適時にエンジンを停止するなど、過熱に注意すること。
- 予備の燃料は携行缶等の金属缶に入れ、火気から十分に離し、直射日光を避けて風通しの良い場所で保管すること。

最後に

- 消火器は確実に操作できるよう、取扱い訓練を行ってください。

